

令和2年度上半期中央区民ギャラリー出展者募集について

中央区では、市民交流や文化活動を通して、区民の文化意識を高揚し、コミュニティづくりの促進を図るとともに、区役所の文化機能の向上、ひいては区民の文化意識の高揚に寄与するため、区役所庁舎内の「区民ギャラリー」（以下「区民ギャラリー」という。）を、区内に在住または在勤するもので構成されている創作活動グループの文化活動の発表の場として提供しています。

このたび、令和2年度上半期の出展者を募集します。

1 区民ギャラリー

(1) 設置場所

大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号

中央区役所1階フロア

(2) 展示ケース

壁面に9枠を「コ」の字型に配置

サイズ 7枠：幅190cm×高さ110cm×奥行55cm

2枠：幅160cm×高さ200cm×奥行55cm

(3) 展示日時

原則として区役所開庁日の午前9時から午後5時30分まで

ただし、特に必要があると認める時は、展示日時を変更する場合があります。

(4) 展示作品

絵画、書、手芸、写真など造形・美術作品

ただし、次の事項をすべて満たすものであること

ア 区民ギャラリーの展示ケース枠内に展示可能なものであること

イ 公序良俗に反する恐れのない作品であること

ウ 政治、宗教および営利目的の恐れのない作品であること

エ 区民の文化意識の高揚に資すると思われるもの

(5) 利用料

無料

2 利用期間

令和2年4月11日（土）から令和2年10月10日（土）までの期間のうち、次の①～⑬の2週間。

なお、1グループの展示回数は、年度を通じて1回のみとしますが、他のグループの出展の応募がないと認められる場合、その他特別の事由がある場合には、2回以上の展示を認めることがあります。

	設営日	展示期間	撤収日
①	4月11日(土)	4月13日(月)～4月24日(金)	4月25日(土)
②	4月25日(土)	4月27日(月)～5月8日(金)	5月9日(土)
③	5月9日(土)	5月11日(月)～5月22日(金)	5月23日(土)
④	5月23日(土)	5月25日(月)～6月5日(金)	6月6日(土)
⑤	6月6日(土)	6月8日(月)～6月19日(金)	6月20日(土)
⑥	6月20日(土)	6月22日(月)～7月3日(金)	7月4日(土)
⑦	7月4日(土)	7月6日(月)～7月17日(金)	7月18日(土)
⑧	7月18日(土)	7月20日(月)～7月31日(金)	8月1日(土)

⑨	8月1日(土)	8月3日(月)~8月14日(金)	8月15日(土)
⑩	8月15日(土)	8月17日(月)~8月28日(金)	8月29日(土)
⑪	8月29日(土)	8月31日(月)~9月11日(金)	9月12日(土)
⑫	9月12日(土)	9月14日(月)~9月25日(金)	9月26日(土)
⑬	9月26日(土)	9月28日(月)~10月9日(金)	10月10日(土)

番号なしの期間は、区の事業のため受け付けできません。

それぞれの期間の撤収時間：午前10時～ 設営時間：午前11時～

3 応募資格

区内に在住または在勤するもので構成されている創作活動グループ

4 利用申請

- (1) 申請書に必要事項を記入し、必ずご持参ください。郵送、FAX、メール等による場合は無効とします。

申請書は中央区民センター・中央会館に設置しており、(一財)大阪市コミュニティ協会中央区支部協議会ホームページからもダウンロードしていただけます。

(ホームページアドレス：<http://www.osakacommunity.jp/chuo/index.html>)

申請書は、1グループ1枚のみとします。2枚以上提出された場合は、すべて無効とします。

- (2) 申請書受付期間

令和元年9月1日(日)~9月7日(土)

いずれも、午前10時から午後9時まで

- (3) 申請書受付場所

大阪市立中央区民センター

大阪市中央区久太郎町1-2-27

電話 6267-0201

5 利用者の決定

- (1) 1グループのみの利用申請があった場合

そのグループを当該展示期間の利用者と決定します。

- (2) 複数のグループから利用申請があった場合

1の展示期間に複数のグループから利用申請があった場合には、次のとおり抽選により利用者を決定します。

ア 抽選の日時

令和元年9月9日(月) 午前11時から

イ 抽選の場所

大阪市中央区民センター 第4会議室

ウ 抽選は公開で行ないます。また、当該グループの代表者がくじを引くこともできます。

エ 第1希望の抽選の結果落選となったグループは、第2希望に記載した展示期間に空きがある場合には、そちらをご利用いただきます。また、第2希望も希望者が重複した場合は、第1希望と同様に利用者を抽選で決定いたします。第3希望につきましても同じ方法で決定いたしますが、第3希望を「どこでもよい」に丸を付けた方は、第3希望決定時に空いている期間があれば、その期間をご利用いただきます。

(3) 決定したグループには、使用許可書を郵送します。

6 その他

- (1) 展示作品の搬出入は出展者において行ってください。
- (2) 搬入日時については「2.利用期間」に示す表のとおりです。
- (3) 展示ケースの開閉および展示用フックの準備はいたします。
- (4) 出展者名、作品タイトル、グループ紹介文などは出展者において作成、展示してください。

7 申込み・問合せ先

(一財) 大阪市コミュニティ協会中央区支部協議会
大阪市立中央区民センター 大阪市中央区久太郎町 1-2-27
TEL : 6267-0201

大阪市中央区民ギャラリー使用許可申請書

令和 年 月 日

(一財) 大阪市コミュニティ協会
中央区支部協議会 会長 清水 隆司 様

下記のとおり中央区民ギャラリーを使用したいので、許可くださいますよう申請します。

申請団体名 代表者氏名

出展責任者住所 〒

出展責任者氏名 電話番号 ()

希望展示期間	第1希望	番	令和 年 月 日 (土) ~ 令和 年 月 日 (土)
	第2希望	番	令和 年 月 日 (土) ~ 令和 年 月 日 (土)
	第3希望 (どちらかに○)	番	令和 年 月 日 (土) ~ 令和 年 月 日 (土)
			第1・第2希望が無理な場合はどこでもよい
展示内容	種類		展示数
	作品概要		
団体の概要	活動目的		活動状況
	会員数		指導者
	研修場所		
	※会則・会員名簿があれば添付してください。		
その他	(1) 展示する作品の写真・書類等の内容判別可能なものを添付してください		
	(2) グループ活動等を紹介される場合は、申請の際に原稿を提出してください		
	(3) 管理上、許可の取り消しがありましたら、御了承のほどお願いいたします		
	(4) 使用許可書は、保管し使用日に御持参ください (再発行はいたしません)		

この欄には記入しないでください

- 1、使用を許可する
- 2、使用を許可しない 理由

事務局長	主任	係員